



NEWS RELEASE

令和 6年 5月30日

「長崎県緊急資金繰り支援資金(伴走支援)保証」の
取り扱い終了まで残り1か月となりました
—「コロナ借換保証」に対応した県制度が6月末で終了します—

長崎県信用保証協会では長崎県の制度融資「緊急資金繰り支援資金(伴走支援)保証」(略称:県伴走特別)を取り扱っていますが、国の「コロナ借換保証」の終了に伴い、令和6年6月末の保証申込受付をもって終了します。

この制度は新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者の資金繰りなどを支えるために、国と長崎県による支援により借入時の負担が抑えられた保証制度です。

本制度をご利用出来る方は、セーフティネット認定書(4号または5号)を取得されている方、または売上高、売上高総利益率、売上高営業利益率のいずれかが5%以上減少している方となります。

事業資金のお借入れが必要な事業者の方はお早めに金融機関または保証協会までご相談ください。

【県伴走特別の主な内容】

	一般の保証制度	県伴走特別
保証限度額	8,000万円(無担保)	<u>1億円</u>
返済期間	運転資金の場合 5年~7年程	最長10年間(<u>据置期間5年</u>)
金利	金融機関所定の利率	1.30%
保証料	主に0.45%~1.90%の範囲	0%

※令和5年度の県伴走特別の保証承諾実績 約303億円(同年度中の保証承諾の約40%を占めます)

本保証制度終了後の県内中小企業者の方の資金繰り支援に万全を期すため、令和6年4月より県制度である経営安定資金や再生支援資金などの内容を拡充しています。こうした保証制度を活用しながら金融機関と連携した資金繰り支援、さらには支援機関とも連携して経営改善・事業再生支援を積極的に推進してまいります。

【県伴走特別について】

ゼロゼロ融資等の返済負担軽減のために国で用意された「コロナ借換保証」を活用した保証制度です。

「コロナ借換保証」は、中小企業者の収益力改善等の支援、また、借換需要や新たな資金需要に対応する全国統一の保証制度で、借入時の信用保証料を大幅に引き下げた、返済期間を最長10年間(うち据置期間5年以内)とする特徴があります。県伴走特別では、さらに長崎県の支援により、上記のとおり借入時の負担が抑えられています。

「コロナ借換保証」が令和6年6月末に終了することに伴い、本制度も終了となります。

※本制度は既に2度取り扱い期間が延長されており、令和6年6月末以降は再延長されない見込みです。

〔 中小企業庁 HP「民間ゼロゼロ融資等の返済負担軽減のための保証制度(コロナ借換保証)を開始します。」
<https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sinyouhosyou/karika.html> 〕

【お問い合わせ】

長崎県信用保証協会 担当 企画情報課 山内

TEL 095-822-9174 FAX 095-827-0519